

日常生活用具一覽

上尾市健康福祉部障害福祉課
(令和7年6月版)

日常生活用具

種 目	品目	品目ごとに定める給付等対象者		性能等	耐用 年数	基準額 (円)
		障害程度	年齢等要件			
介護・ 訓練	特殊寝台	①下肢１・２級または 体幹１・２級の 身体障害者	18歳以上	頭部及び脚部の傾斜角 度を個別に調整できる 機能を有する	8	154,000
		②難病患者	寝たきりの			169,400
		③小児慢性特定疾病児童等	状態にある			
支援 用具	特殊マット	①下肢１級または 体幹１級の身体障害者	18歳以上で、 要常時介護	褥そうを防止し、また は失禁等による汚染も しくは損耗を防止する ことができる機能を有 する	5	19,600
		②下肢１・２級または 体幹１・２級の 身体障害者	3歳以上18歳 未満で、要常 時介護			21,560
		③㊦またはAの 知的障害者	3歳以上で、要 常時介護			
		④難病患者	寝たきりの状 態にある			
		⑤小児慢性特定疾病児童等				
	特殊尿器	①下肢１級または 体幹１級の身体障害者	小学生以上 で、要常時介 護	尿が自動的に吸引され る	5	67,000
		②難病患者	自力で排尿で きない			73,700
		③小児慢性特定疾病児童等				
	入浴担架	下肢１・２級または 体幹１・２級の身体障害者	3歳以上で、 要入浴介助		5	82,400
	体位変換器	①下肢１・２級または 体幹１・２級の 身体障害者	小学生以上 で、要着脱衣 介助		5	15,000
		②難病患者	寝たきりの状 態にある			16,500
		③小児慢性特定疾病児童等				
	移動用リフト	①下肢１・２級または 体幹１・２級の身体障害者	3歳以上	住宅改修を伴うものを 除く。	4	159,000
		②難病患者	下肢または体 幹機能に障害 のある			
	訓練いす	下肢１・２級または 体幹１・２級の身体障害者	3歳以上18歳 未満	原則として付属のテー ブルをつけるものとする。	5	33,100

日常生活用具

種 目	品目	品目ごとに定める給付等対象者		性能等	耐用 年数	基準額 (円)
		障害程度	年齢等要件			
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	訓練用ベッド	①下肢１・２級または 体幹１・２級の身体障害者	小学生以上 18 歳未満	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8	159,200
		②難病患者	18 歳以上で、 下肢または体 幹機能に障害 のある			
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	①下肢または体幹の 身体障害者	3 歳以上で、 要入浴介助	入浴時の移動、座位の 保持、浴槽への入水等 を補助できる（設置に 当たり住宅改修を伴う ものを除く。）	8	90,000
		②難病患者	要入浴介助			99,000
		③小児慢性特定疾病児童等				
	頭部保護帽	①平衡または下肢もしくは 体幹の身体障害者	転倒の危険が ある	転倒の際に頭部を保護 できる性能を有する 右記基準額は、オーダーメ イドの製品に適用し、レ ディメイドは、右記の額 の 80%の範囲内の額。	3	スポンジ、革 が主材料 15,656 スポンジ、 革、プラスチ ックが主材料 37,852
		②知的障害者	てんかんの発 作等で頻繁に 転倒する			
		③精神障害者				
		④難病患者	18 歳未満で、 発作等で頻繁 に転倒する			
		⑤小児慢性特定疾病児童等			3	13,380
	T 字状・棒状の つえ	平衡または下肢もしくは 体幹の身体障害者			3	軽金属製 3,150 木製 2,310
	移動・移乗支 援 用具	①平衡または 下肢もしくは 体幹の身体障害者	3 歳以上で、 家庭内の移動 等において介 助を必要とす る	手すり、スロープ等 （歩行器及び設置に当 たり住宅改修を伴うも のを除く。）	8	60,000
		②難病患者	下肢機能に障 害のある			

日常生活用具

種 目	品目	品目ごとに定める給付等対象者		性能等	耐用 年数	基準額 (円)
		障害程度	年齢等要件			
自 立 生 活 支 援 用 具	歩行支援用具	小児慢性特定疾病児童等 (移動・移乗支援用具の給付 対象とならない)	下肢機能に障 害のある	次のような性能を有す る手すり、スロープ等 (設置に当たり住宅改 修を伴うものを除 く。) ア 障害者(児)及び 難病患者の身体機能の 状態を十分踏まえたも のであって、必要な強 度と安定性を有するも の イ 転倒予防、立ち上 がり動作の補助、移乗 動作の補助、段差解消 等の用具とする。	8	66,000
	特殊便器	①上肢1・2級の 身体障害者	小学生以上 で、 排便後の処理 が困難 上肢機能に障 害のある	足踏みペダルにて温水 温風を出し得る(取替 えに当たり住宅改修を 伴うものを除く。)	8	151,200
		②㉠・Aの知的障害者				166,320
		③難病患者 ④小児慢性特定疾病児童等				
	火災警報器	①1・2級の身体障害者 ②㉠・Aの知的障害者 ③1・2級の精神障害者	火災発生の感 知・避難が著 しく困難な単 身世帯、これ に準じる世帯	室内の火災を煙または 熱により感知し、音ま たは光を発し、屋外に も警報ブザーで知らせ 得る	8	15,500
	自動消火器	①1・2級の身体障害者 ②㉠・Aの知的障害者 ③1・2級の精神障害者 ④難病患者	火災発生の感 知・避難が著 しく困難な単 身世帯、これ に準じる世帯	室内温度の異常上昇ま たは炎の接触で自動的 に消火液を噴射し、初 期火災を消火し得る	8	28,700
	電磁調理器	①視覚1・2級の身体障害者 ②㉠・Aの知的障害者	18歳以上(在 宅の者に限 る。)		6	41,000
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚1・2級の身体障害者	小学生以上		10	7,000

日常生活用具

種 目	品目	品目ごとに定める給付等対象者		性能等	耐用 年数	基準額 (円)
		障害程度	年齢等要件			
自 立 生 活 支 援 用 具	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚 2 級以上の身体障害者	18 歳以上で、 単身世帯、こ れに準じる世 帯	音等を視覚、触覚等により知覚できる (サンドマスター・目覚まし 時計・屋内信号灯を含む)	10	87,400
	視覚障害者用 誘導装置	視覚の身体障害者	音声による誘 導を必要とす る	音声による目的物(位 置)等の確認が可能と なるもの	10	56,000
	携帯用信号装 置	視覚または触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない聴覚の身体障害者			5	18,000
	腰掛便座	下肢 1・2 級または 体幹 1・2 級の身体障害者	便座上で座位 を保てないもの(在宅の者に 限る。)	椅子様の形状で、座位 を保ったまま排便が可能 (取替えに当たり住宅 改修を伴うものを除 く。)	8	30,000
	車いす用段差 昇降機	平衡または下肢もしくは 体幹の身体障害者	常時車いすを 使用する(在宅の者に 限る。)		8	260,000
	便器	①下肢または体幹の 身体障害者	3 歳以上で、 要排泄介助 (在宅の者に 限る。)	取替えに当たり住宅改 修を伴うものを除く。	8	便器 4,450 手すり付 便器 5,400
		②難病患者	要常時介護			
		③小児慢性特定疾病児童等	18 歳未満で、 要常時介護		8	便器 4,900
	車いす (電動車いす 以外)	小児慢性特定疾病児童等	18 歳未満で、 下肢機能に障 害のあるもの		5	77,440

日常生活用具

種 目	品目	品目ごとに定める給付等対象者		性能等	耐用 年数	基準額 (円)
		障害程度	年齢等要件			
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓3級以上の身体障害者	3歳以上で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を受けている	透析液を加温し、一定温度に保つ	5	51,500
	ネブライザー	①呼吸器4級以上の身体障害者（児）			5	36,000
		②医師の意見書により、呼吸の障害の程度が同程度と認められる身体障害者（児）				
		③難病患者	呼吸機能に障害のある			
		④小児慢性特定疾病児童等				39,600
	電気式たん吸引器	①呼吸器4級以上の身体障害者（児）			5	56,400
		②医師の意見書により、呼吸の障害の程度が同程度と認められる身体障害者（児）				
		③難病患者	呼吸機能に障害のある			
		④小児慢性特定疾病児童等				62,040
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器の身体障害者	18歳以上で、医療保険における在宅酸素療法を受けている		10	17,000
	視覚障害者用体温計	視覚1・2級の身体障害者	小学生以上		5	9,000
	視覚障害者用血圧計	視覚1・2級の身体障害者	小学生以上		5	9,500
	視覚障害者用体重計	視覚1・2級の身体障害者	18歳以上		5	18,000
	人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー（充電器及びインバーターを含む。）又はポータブル電源（蓄電池）のいずれか1種目	①心臓機能障害3級以上の身体障害者（児） ②呼吸器機能障害4級以上の身体障害者（児） ③医師の意見書により心臓若しくは呼吸器の障害の程度が同程度と認められる身体障害者（児） ④難病患者	在宅で常時若しくは医師の意見書により人工呼吸器を使用する方	障害者（児）、難病患者又は介護者が容易に使用できるもの	6	100,000

日常生活用具

種 目	品目	品目ごとに定める給付等対象者		性能等	耐用 年数	基準額 (円)
		障害程度	年齢等要件			
在宅療養等支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	①難病患者	人工呼吸器の装着が必要	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能	5	157,500
		②小児慢性特定疾病児童等				173,250
	クールバスト	①難病患者	18歳未満で、体温調整が著しく難しい	疾病の症状に合わせて体温調整ができる	5	20,000
		②小児慢性特定疾病児童等				22,000
	人工鼻	小児慢性特定疾病児童等	18歳未満児で人工呼吸器又は気管切開が必要	鼻の代わりに加温加湿を行う	1	128,700
	紫外線カットクリーム	①難病患者	18歳未満で、紫外線防御機能に著しく欠け、がん発症等のおそれがある	紫外線をカットすることができる	1	37,800
		②小児慢性特定疾病児童等				41,580
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	①音声・言語の身体障害者 ②発声及び発語に著しい障害を有する肢体不自由の身体障害者	小学生以上	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有する	5	98,800
	情報・通信支援用具	視覚1・2級または上肢1・2級の身体障害者	小学生以上 (パーソナルコンピュータの使用により、社会参加が見込まれる)	パーソナルコンピュータの周辺機器やソフトウェア 1 視覚障害者用アプリケーションソフト 2 画面拡大ソフト 3 画面音声化ソフト 4 インテリキー 5 ジョイスティック等	5	100,000/5年
	点字ディスプレイ	視覚1・2級の身体障害者			6	383,500
	点字器	視覚1・2級身体障害者		標準型	7	真鍮板製 10,712 プラスチック製 6,798
				携帯用	5	アルミニウム製 7,416 プラスチック製 1,699

日常生活用具

種 目	品目	品目ごとに定める給付等対象者		性能等	耐用 年数	基準額 (円)
		障害程度	年齢等要件			
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	点字タイプライター	視覚１・２級の身体障害者	就労、就学中か、就労が見込まれる		５	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚１・２級の身体障害者	小学生以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品	６	録音再生機 85,000 再生機 35,000
	視覚障害者用テープレコーダー	視覚１・２級の身体障害者 (視覚障害者用ポータブルレコーダーに代えて給付する)	小学生以上		２	23,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚１・２級の身体障害者	小学生以上	文字情報を暗号化等した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有する	６	99,800
	視覚障害者用読書器	視覚の身体障害者		拡大された文字等をモニターに写し出せる	８	198,000
	視覚障害者用時計	視覚１・２級の身体障害者	小学生以上		１０	触読式 10,300 音声式 13,300
	聴覚障害者用通信装置	聴覚または発声発語に著しい障害を有する身体障害者	小学生以上	緊急連絡等の手段として必要と認められ、一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能	５	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚の身体障害者		字幕及び手話通訳付きのテレビ番組が視聴可能、かつ災害時の緊急信号を受信するもの	６	88,900
	人工喉頭	音声３級の身体障害者	喉頭摘出者	音声機能を喪失した者の音声を代用する	４	笛式 5,150 電動式 72,203

日常生活用具

種 目	品目	品目ごとに定める給付等対象者		性能等	耐用 年数	基準額 (円)
		障害程度	年齢等要件			
情報・意思疎通支援用具	点字図書	視覚の身体障害者		年度ごと6タイトルまたは24巻を限度（辞書等一括して購入しなければならないものを除く）	1	40,000/年度
	文字放送ラジオ	聴覚の身体障害者		FM文字多重放送の受信が可能	6	23,000
	地上デジタル放送対応ラジオ	視覚の身体障害者		地上デジタル放送のテレビ音声の受信が可能	6	30,000
排泄管理支援用具	ストーマ装具（消化器系）	①腸管を切除し、腹部に人工肛門を設けている者		密封型または下部開放型の収納袋。	1ヶ月	8,858
		②小児慢性特定疾病児童等	18歳未満			113,520
	ストーマ装具（尿路系）	①膀胱を切除し、腹部に人工膀胱を設けている者		尿処理用キャップ付密封型の収納袋。	1ヶ月	11,639
		②小児慢性特定疾病児童等	18歳未満			149,160
	紙おむつ等	次のア～オのいずれかに該当する身体障害者 ア ストーマ周辺の皮膚の著しい変形・びらん等のため、ストーマ用装具が装着不可 イ 二分脊椎による排尿機能障害または排便機能障害 ウ 先天性鎖肛門に対する肛門形成術に起因する高度の排便障害 エ 脳性麻痺等の脳原性運動機能障害により排尿または排便の意思表示が困難であり、医師による意見書等により、常時紙おむつ等の用具類の使用が必要と確認できる オ 難病患者であり、医師による意見書等により、難病患者と認定された疾病が原因で排尿または排便の意思表示が困難であり、常時紙おむつ等の用具類の使用が必要と認められる	3歳以上	紙おむつ等の用具類（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	1ヶ月	12,000

日常生活用具

種 目	品目	品目ごとに定める給付等対象者		性能等	耐用 年数	基準額 (円)
		障害程度	年齢等要件			
排泄 管理 支援 用具	収尿器	脊髄損傷等による排尿障害 (特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする身体障害者		採尿器及び蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつける	1	男性用普通型 7,931
					1	男性用簡易型 5,871
				耐久性ゴム製採尿袋を有する	1	女性用普通型 8,755
				ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	1	女性用簡易型 6,077
居 宅 生 活 作 業 補 助 用 具	居室生活動作補助用具	①下肢もしくは体幹機能障害または乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する3級以上の身体障害者	小学生以上(特殊便器への取替えは、上肢1・2級の身体障害者に限る)	身体障害者および難病患者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次のようなもの 1 手すりの取付け		200,000
		②難病患者	下肢または体幹機能に障害のある	2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他前各号に付帯して必要となる住宅改修		

※基準額は変動する場合があります。

問い合わせ 障害福祉課(市役所2階) ☎048(775)5122 FAX 048(776)8872